

令和7年度 愛知支部事業計画(案)



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

令和 7 年度 事業計画（愛知支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	○ 健全な財政運 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、愛知県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等を踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。 ○ 業務改革の実践と業務品質の向上 ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を徹底することにより、業務の標準化・効率化・簡素化を推進し、日々の業務量の多寡や優先度に適切に対応する。 ・ マイナ保険証を基本とする仕組及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。

- ・ 自動審査の状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。
- ・ 職員一人ひとりの意識改革を進め、生産性・生産効率の向上を図る。

【困難度：高】

業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、2026（令和8）年1月に電子申請を導入する。
- ・ 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。
- ・ ホームページに導入しているチャットボットについて、利用状況の分析・改善を行い、加入者の利便性向上に努める。
- ・ コールセンターとの連携を含めた受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化や質の向上を目的とした研修を実施し、加入者や事業主等からの相談・照会に的確に対応する。
- ・ 愛知県国際交流協会等と連携し、多言語対応による制度案内を行う等、外国人加入者等の利便性向上を図る。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給費の申請件数が年々増加しているなか、令和5年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。

- KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- 2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する。
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、マイナンバー情報照会や年金機構との情報連携を確実に行う。
- ・ 現金給付の支給決定データ等の分析等により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会や面接確認委員会を実施する。なお、加入者への文書照会については、頻回に着目した照会を強化し、回答内容を精査するとともに、その効果を検証する。また不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

④ レセプト内容点検の精度向上

- ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定し、効果的かつ効率的な内容点検を着実に実施する。
- 具体的には
- i) コンピューターチェック（レセプトアプリケーションによる自動点検）の精度を高め、システムを最大限に活用した点検を実施する。
 - ii) 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等をレセプト点検員と共有する。また、点検効果が高いと見込まれるレセプトを効率的・効果的に審査する。
 - iii) 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査結果理由を明確に示すとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。
 - iv) 勉強会や研修の実施等により、レセプト点検員のスキルの向上を推進する。

- ・ システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を確実に実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

■ KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする

（※） 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額

2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・ 「債権管理・回収計画」を策定し、効果的かつ効率的な債権管理・回収を適切に実施する。

具体的には

- i）返納案内通知や催告を確実にかつ早期に実施する。また、弁護士を活用した催告を実施する。
- ii）オンライン資格確認システムによる振替機能を活用できない返納金債権について、保険者間調整を積極的に活用する。
- iii）納付拒否者に対しては、債権額に対する費用対効果を踏まえた法的手続きを厳格に実施する。
- iv）本部主催の債権管理回収事務担当者研修会に参加し、担当職員のスキルの向上を図る。
- v）マイナ保険証を基本とする仕組みのもとの、資格喪失後受診による返納金債権の発生要因等を分析し、効果的な発生防止を検討する。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPI を達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

- ・ 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。
- ・ マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。
- ・ 協会保有の情報や住民基本台帳上の情報と一致しないマイナンバーが登録されている加入者に対して、本人照会を実施する。
- ・ 2023（令和5）年1月より運用が開始された「電子処方箋」について、導入状況等を踏まえ、適切に周知する。

ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- ・ 2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用できる経過措置期間が終了すること等を踏まえ、より一層のマイナ保険証の利用を推進する。
また、マイナ保険証の利用登録をしていない加入者に対して、上記経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。
- ・ マイナンバーコールセンターへの問い合わせ内容やチャットボットの質問内容の分析結果等を活用し、マイナ保険証の利用率向上に向けた業務の改善を図る。

iii) 電子申請等の導入

- ・ 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から 2026（令和8）年1月に導入する電子申請について、加入者や事業主に対して適切に広報を行う。

IV) DX を活用した事業の推進

本部の検討を踏まえ、次の事項について適切に対応する。

- ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用し確認対象者を絞り込むなど、効果的な方法により実施する。
- ・ 医療機関等を受診した加入者に送付している「医療費のお知らせ」について、マイナ保険証の利用率等を踏まえ、プル型に見直すなどの検討を進める。

	【重要度：高】 2025（令和 7）年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和 7 年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。 【困難度：高】 経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。
--	---

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	○ データ分析に基づく事業実施 ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携のうえ、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・ 本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用いて地域差等の特徴や課題を把握し、医療費適正化や健康づくり等の課題に応じた事業を検討する。 ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。 ・ データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、医療費・健診データ等分析用マニュアルの活用、支部間の分析事例の共有及び情報交換、統計分析研修の受講による人材育成を通して、更なる分析能力の向上を図る。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。 ○ 健康づくり ① 保健事業の一層の推進 i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画※）に基づく取組 ・ 第3期保健事業実施計画の2025（令和7）年度の取組を着実に実施する。 ・ 第3期保健事業実施計画について、健康づくり推進協議会の提言・助言を適切に反映するとともに、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ※愛知支部の健康課題等を踏まえ、「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱として策定した
--------------------------	--

令和 2024～2029（令和 6～11）年度の 6 年間の愛知支部の保健事業の中期的事業計画。

ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

- ・ 支部保健師が全国研修及びブロック研修に参加（実施）すること等により、契約保健師及び管理栄養士を含む特定保健指導実施者の更なる資質向上を図る。
- ・ 併せて、保健グループ長をはじめ専門職以外の保健事業に携わる職員が本部主催の研修に参加すること等により、更なる保健事業の実効性・生産性の向上を図る。
- ・ これまでの特定保健指導に加え、契約保健師及び管理栄養士の活動内容（範囲）の拡大を図る。

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診について、自己負担金額の軽減や付加健診の対象年齢の拡大（令和 5 年度から実施）等のご案内を含めた受診勧奨の取組を推進する。また、未受診者への受診勧奨を定期的を実施する。
- ・ 被扶養者に対する特定健診について、市町村のがん検診との同時実施等の拡大を進めるとともに、集団健診時のオプション健診に「骨粗鬆症検診」、「眼底検査」を追加する。
- ・ 事業者健診データの取得について、提供依頼書（同意書）の提出があった事業所の事業者健診データが健診機関から確実に提供されるよう、健診機関への働きかけを強化する。併せて、生活習慣病予防健診の実施率が低い事業所に対し、提供依頼書の新規取得勧奨を行う。

また、2025（令和 7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進する。

- ・ 健診体系の見直しとして 2026（令和 8）年度以降順次実施する被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備・周知を行う。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状

況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数： 992,541 人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 58.7 %（実施見込者数： 582,621 人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 14.1 %（取得見込者数： 139,948 人）

■ 被扶養者（実施対象者数： 254,212 人）

- ・ 特定健康診査 実施率 32.2 %（実施見込者数： 81,856 人）

■ KPI：1）健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする

- 2）生活習慣病予防健診実施率を 58.7 %以上とする
- 3）事業者健診データ取得率を 14.1 %以上とする
- 4）被扶養者の特定健診実施率を 32.2 %以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

i）特定保健指導実施率の向上

- ・ 特定保健指導を利用することの重要性について、様々な機会を通じて周知広報を行う。
- ・ 全ての特定保健指導対象者の利用機会を確保するよう、利用案内の徹底を図る。
- ・ 特定保健指導の受け入れ（利用）見込みが高い事業所等へ優先的に働きかけること等により、効果的・効率的な特定保健指導を実施する。
- ・ 質を確保しつつ外部委託を更に活用することにより、健診・保健指導が一貫して実施できる健診当日の初回面談や、遠隔面談等（ICT）の活用を促進する等、特定保健指導を利用しやすい環境づくりを推進するとともに、対象者の利便性の向上を図る。

ii）特定保健指導の質の向上

- ・ 第 4 期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1 センチかつ体重 1 キロ減」をその他目標として設定する。）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導

の成果の見える化を図る。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のＱＯＬの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：139,023人）

- ・ 特定保健指導 実施率 23.3 %（実施見込者数：32,392人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：7,040人）

- ・ 特定保健指導 実施率 18.6 %（実施見込者数：1,309人）

- KPI：1）特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする
 2）被保険者の特定保健指導実施率を23.3 %以上とする
 3）被扶養者の特定保健指導実施率を18.6 %以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。
- ・ 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。
- ・ 未治療者に対して、特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。

- ・ 従業員が治療を放置するリスクへの事業主の認識を深め、受診しやすい環境づくりを推進するよう、各地域職域連携推進会議等と連携した取り組みを検討する。
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のＱＯＬの向上を図る観点から重要度が高い。

- KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

（※）2025（令和 7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、ヘルスアップ通信簿の活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定を必須化し、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・ 自治体や関係団体等との連携を強化し、地域・職域における健康づくりを推進する。
- ・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を 12,050 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

	○ 医療費適正化 ① 医療資源の適正使用 i) ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 国の方針（※1）を踏まえ、更なる使用促進を図る。また、加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 （※1）「2029（令和11年度）末までに医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする。」 ・ 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その策定状況及び地域の実情等に応じて保険者としてできる取組を推進する。 ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ・ 国の方針（※2）を踏まえ、2024（令和6）年度パイロット事業から横展開されるバイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。 （※2）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを旨とする」 iii) 上手な医療のかかり方 ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 【重要度：高】 国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。 また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。 【困難度：高】
--	--

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：1) 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※3）を年度末時点で対前年度以上とする。

（※3）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

2) 全支部で、2024（令和6）年度パイロット事業を横展開したバイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、愛知県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。

ii) 医療提供体制等に係る意見発信

- ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する愛知県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・愛知県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii) 医療資源の適正使用に係る意見発信

- ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、本部から提供されるデータ分析結果を活用し、愛知県等の会議において、積極的に意見発信を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③ インセンティブ制度の実施及び検証

- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。

○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要であることから、「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、統一的・計画的・効果的な広報を実施する。
- ・ 具体的には、
 - ① 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。
 - ② テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する。
 - ③ 地域・職域特性を踏まえた広報を実施する。
 - ④ 協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信する。
 - ⑤ 最重点広報テーマの「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫のうえ積極的な広報を行う。
 - ⑥ 協会の象徴的位置づけであった健康保険証を新規に発行しないこと等を踏まえ、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会が担う社会的役割の発信に取り組む。
 - ⑦ 本部から提供される広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、ホームページ、広報紙のほか、加入者へ直接届けられることができる媒体である SNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。
 - ⑧ 各保険者共通の課題（上手な医療のかかり方や健康意識の啓発、ヘルスリテラシーの向上等）について、自治体や関係団体と連携した広報・啓発を実施する。また、ポスターコンクール（※1）、ホワイト企業探訪記（※2）を継続して取り組む。
 - （※1）小学生およびその保護者世代に健診の重要性を啓発するため、愛知県等と連携し、小学生を対象としたポスターコンクールを実施する。なお、優れた作品については、商業施設への掲示等により、健診受診啓発の広報に活用する。
 - （※2）健康経営を実践する事業所の取材や研究を大学生が行う取組みを大学と共同で実施し、若年層が健康経営の大切さを実感する機会を提供する。

	健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、セミナーの実施や広報誌等を通じた情報提供を行う。 ■ KPI : 1) 全支部で SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月情報発信を行う 2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 53.0%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする。
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	○ 人事・組織 ① 人事制度の適正な運用 - 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 - 更なる保険者機能の強化・発揮に向け組織の強化を図るため、職員の能力・適性に応じた働き方ができるよう人事制度の見直しを行い、協会の理念を実現する職員の育成を推進する。 ② 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置 - 支部の戦略的保険者機能の強化や本部機能の強化を図る観点から、支部の業務量の調査結果を踏まえ、実態に応じて本・支部の人員を見直し、人事異動等の機会をとらえて戦略的な人員配置を進める。

③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 加えて、更なる保険者機能の発揮に必要な能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。
- ・ その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。

④ 働き方改革の推進

- ・ 協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の実施を柱とした協会の働き方改革を推進する。
- ・ 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。
- ・ また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。

⑤ 風通しのよい組織づくり

- ・ 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。
- ・ 本部の主要課題や支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう社内報を発行し、組織内の情報発信の強化に取り組む。

⑥ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上

- ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。

○内部統制等

① 内部統制の強化

- ・ リスクの発生抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。
- ・ 的確な業務遂行のため本部・支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。
- ・ 適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。

	・ 階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 ② 個人情報の保護の徹底 ・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・ 本部・支部において個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 ③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・ 本部・支部においてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ・ 外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。 ④ 災害等の対応 ・ 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 ・ 業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。 ⑤ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備 ・ 事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。 ⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・ 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする
--	--